

論題：WTOルールから見た地域貿易協定（RTA）の現状と新たな動き¹

報告者 岩田伸人 青山学院大学

はじめに

GATT時代(1948～94年)に、当時の欧州における複数国間の結合(integration)をルール上から取り込むためにGATT第24条の下で無差別原則の例外として定められた地域統合(Regional Trade Agreement: 以下「RTA」)の形態は、GATT多数国間交渉(ラウンド)における途上国の台頭(1970年代)や、WTO創設(世界貿易機関; 1995年)に伴うサービス・知財など管轄分野の拡大、さらに国際貿易のグローバル化の中で、当初に想定された枠組みを遥かに超えて増殖・多様化している。

一般にFTAと総称される地域統合(RTA)も、その形態は一様ではない。既存のFTAが別のFTAと結合するケースや、関税同盟(Customs Union)同士がFTAを締結して結合するケース、さらにはFTAの中に非EU型の関税同盟²が創出されるケースなど、いわば「組み合わせ結合型のFTA・地域統合」が散見される³。これらは、地域統合をFTAから始まる段階的な発展プロセスと捉えたバラッサ(Balassa 1961)⁴のモデルとは明らかに異なる。

特筆すべきは、WTO全加盟164カ国のうちすでに約120カ国近くは、一般的な約270のFTAではなく、僅か18の関税同盟のいずれか加盟しており、しかも関税同盟の加盟国は増える傾向にある点である(後述)。

他方で、中国・ロシアに代表される新興途上国の国際貿易における影響力の拡大、経済統合のモデルとされてきたEUの英国離脱問題(Brexit)などにより、永らく西側先進国の主導下で進展してきた自由貿易体制にも何らかの修正が求められる可能性もある。

本稿では、まず地域統合のこれまでの変化のプロセスをWTOルールの視点から整理・概観し、そこから、今後の地域統合がどのような形へ向かうかにつき若干の考察を行う。

1. バラッサ・モデル

バラッサは、第二次大戦直後の欧州における地域統合の動きから、国々が展開する地域統合の動きを、第一段階が自由貿易地域(Free Trade Area:FTA)、第二段階が関税同盟(Customs Union:CU)、第三段階を共同市場(Common Market)、第四段階を経済同盟(Economic Union)、第五段階を完全な経済統合(Complete Economic Integration)とする五段階の発展プロセスで説明した⁵。

¹ 本稿は報告用フルペーパーにつき無断使用禁止。

² EUが関税同盟として完成したのは1968年である。

³ WTOルールで見た「結合」のタイプには、EEA(欧州経済領域)のような旧EU(当時12カ国)と旧EFTA(当時7カ国)がGATS第5条を根拠規定に統合されたタイプ以外にも、様々である。

⁴ Balassa, Bela(1961) “The Theory of Economic Integration”. Homewood, Illinois: Richard D. Irwin.

⁵ WTO条文では、GATT第24条のタイトルが「関税同盟および自由貿易地域」とあるのに対して、サービス貿易協定(GATS)第5条のタイトルは「経済統合(Economic Integration)」となっており、後者(GATS)の方が、前者(GATTで定める関税同盟・FTA)より進化したイメージで表現されている。GATS

その後創設された主要な関税同盟(中東のGCC、南米のMERCOSUR、ユーラシア地域のEAEUなど)は欧州(EU)の発展プロセスに倣って、その協定条文の中で、将来は共同市場(common market)を目指すとしていることから、関税同盟の上位段階として共同市場が位置付けられていることが分かる。しかし、共同市場の段階にまで完全に至った地域統合は、2017年時点でWTOへは1つも通報されていない(そもそもWTOルールとバラッサ・モデルとが一致する概念はFTAと関税同盟の2つのみ)。

2. 地域統合の目的

地域統合の動機や目的もまた、これまでに比べて多様化する傾向にある。例えば、我が国や韓国の地域統合の主目的は従来、貿易利益の維持・拡大にあるが、EUや中東、およびASEANなどの地域統合には、近隣諸国からの政治的な圧力から自陣営を守る目的で形成されたものがある。2015年に発効したEAEU(ユーラシア経済連合)は、旧CIS諸国によるロシアを中心とする地域統合であり、結果的にはEUへの対抗意識とともに旧ソビエト連邦時代の地域の政治経済的な結束を促す意図が感じられる。

本稿では、そのことが結果として、世界全体の利益を増すことに寄与するか否かについては考察しない。

3. 地域統合の増加と多様化

地域統合(RTA)は⁶、GATT時代(1948~94年)においては、財(goods)分野の関税撤廃を中心に形成されていた。WTOが発足した1995年頃より新たにサービス(services)分野の自由化⁷が加わったこと等により、地域統合は締結数の増大とともに、その形態も多様化した。最近ではメガFTAと呼ばれる広域な複数国間の地域統合も出現している。

RTAは今後も多様化に向かいつつも、年間当たりのRTA締結数は減少していく可能性がある(このことはWTOのRTAデータベースから推察できる)。

4. GATT第24条のFTA・CU、授権条項のPSA、GATS第4条のEIA

GATT第24条の諸条件(関税・非関税障壁の実質的な撤廃を原則10年以内に履行する。)⁸は、GATT/WTOの根幹と言える「無差別原則」の例外条項として定められた。

同24条は当初、全てのGATT締約国に適用される(地域統合に関わる)唯一の例外条項のはずであったが、1970年代になり今度は、新たに途上国だけを例外とする規定、すなわち同24条の諸条件よりも緩い授権条項(enabling clause)と呼ばれる規定に基

では、投資(モード3)や人の移動(モード4)および国内規制を含めた域内サービス貿易の自由化について定めている。Balassaの統合モデルに従えばEUはEconomic UnionとEconomic integrationの中間段階にあるともいえるが、本稿では、取り敢えずEUを関税同盟の一例として扱う。

⁶ WTOのデータベースで集計される地域統合には、既存のWTO加盟国だけでなく、未加盟だが加盟申請中の国が形成する地域統合も含まれる。例えば、ロシアがWTO加盟国となったのは2012年であったが、1990年代に関わる地域統合は、WTOの地域統合データベースに含まれている。ただしWTO加盟国が形成した地域統合であっても、WTOへの通報がないものは含まれない。

⁷ 地域統合におけるサービスの自由化は、財の自由化に比べれば、その自由化程度を数値で示すことは困難である。地域統合のモデルと見なされてきたEU(欧州連合)は当初、財の域内自由化による関税同盟として発足したが、WTOの創設(1995年)後、サービスの域内自由化がEU設立当初の頃に遡って発効した。

⁸ GATT第24条は、関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易(substantially all the trade)」について「妥当な期間内(within a reasonable length of time)」に撤廃(eliminated)し、また域外国に対し関税その他の貿易障壁を高めてはならない旨を定めている。

づく地域統合が、PSA(Partial Scope Agreement:部分自由化協定)⁹として確立された。PSAは、GATT第24条の諸条件が適用されず、財(goods)の域内自由化の程度が低い地域統合協定であり、WTOのデータベース上は地域統合の1つのタイプとして、FTA、CUおよびEIAと並列的に扱われている。

ただしWTO協定の中に、このPS(Partial Scope)の定義はなく、域内の自由化が一定の製品だけに限定されたもの、つまり域内自由化度がさらに低い(GATT第24条の定義には合致しない)FTAと解される。

その後、授權条項の適用範囲はPSA以外の既存の地域統合にも広げられた。PSAは、他の一般的な地域統合との整合性を問われなかったために、関税同盟などの、既存メンバー国が新たに域外の途上国とPSAを締結するなどのケースが特に中南米に散見されることになった。

その結果、地域統合の形態はさらに複雑化した(後述)¹⁰。

WTO発足時の1995年には、無差別原則の例外として、GATS(サービス貿易協定)第5条の下でサービス分野のみの域内自由化を目指す地域統合を定め、これはEIA(Economic Integration Agreement)と表記された。これ以降、特に先進国の一般的な地域統合は、GATT第24条のFTAとCU、およびGATS第5条のEIAといった3つの地域統合の組み合わせで形成されることになった。このことが、地域統合の数が急増する一因にもなった(ただし増加の主因はこれではない)。例えば、我が国の締結済み地域統合のうち、ASEANとのそれはGATT第24条下の「FTA」であるが、それ以外は全て「FTAとEIA」の2つの地域統合からなる謂わば先進国型の地域統合である。本稿では、このような地域統合を「FTA&EIAタイプ」または「先進国型FTA」と呼称する(後述)。

現状を概観すれば、WTO下における国々の地域統合は、途上国に限定されるPSA(部分自由化協定)に加えて、途上国を含む全てのWTO加盟国が適用の対象となるFTA(自由貿易協定)、EIA(経済統合協定)、CU(関税同盟)の4タイプの組み合わせで構成されることになる。ただし、上述のように途上国が締結する地域統合であれば、EIAを除くいずれの地域統合にも授權条項(enabling clause)が適用できるために、地域統合の実質的な多様性はさらに倍増することになった¹¹。例えば、2017年8月現在、WTOデー

⁹PSA(Partial Scope Agreement)は、授權条項のパラグラフ4(a)の下でWTOへ通報・告知される。

A "Partial Scope" Agreement (PS). "Partial Scope" which is not defined or referred to in the WTO Agreement, means that the agreement covers only certain products. Partial scope agreements are notified under [paragraph 4\(a\) of the Enabling Clause](#).

¹⁰ WTO発足後しばらくは、GATT第24条とGATS第5条の下で、FTA、EIA、FTA&EIA、CU、CU&EIAの5つのタイプの中で地域統合が締結され、さらに授權条項の下ではPSAの締結のみが一般的であった。その後、授權条項の下であってもFTA、EIA、FTA&EIA、CU、CU&EIAが締結されるケースが見られるようになった。例えば、授權条項下でのFTAは、AFTA(発効1993年)、インド・スリランカFTA(2001)、PICTA(2003)、パキスタン・スリランカFTA(2005)、SAFTA(2006)、インド・ブータンFTA(2006)、エジプト・トルコFTA(2007)、Agadir Agreement(2007)の8本、授權条項下でのFTA&EIAは、パキスタン・マレーシアFTA&EIA(2008)、など、授權条項下でのCUは、8本、授權条項下でのCU&EIAは、2本である。

¹¹GATT時代(1948-94年)の当初は、同24条で定めたFTAとCUの二つとも、域内における財(goods)の

データベースに見る地域統合の単純な合計数は297でありその内訳はつぎのようになる(これら全ては、FTA、CU、PSA、EIAの四つの組み合わせで構成されていることに注意)。

財(goods)の域内自由化を定めた地域統合：FTA	109
財の域内自由化と共通域外関税を設けた地域統合：CU(関税同盟)	18
途上国だけに認められた財(goods)の域内自由化度の低い地域統合：PSA ¹²	22
サービスの域内自由化を定めた地域統合：EIA	1
財&サービス(services)両方の域内自由化を定めた地域統合：FTA&EIA	136
財の関税同盟とサービスの自由化を定めた地域統合：CU&EIA	10
	総計297

WTOのデータベース(2017年時点)では、名目値でのRTA(地域統合)の数を448としている。これは、上記の中のEIAを全て分離して合計した数値(FTA&EIA=136とCU&EIA=10の合計)146が加算されていること、およびこれに既存のRTAへ加盟国が新たに追加された回数を加算することで、448に近い数字になる。

締結済みの地域統合の(名目値ではなく)実数は上記の合計297よりも若干少ない。なぜなら、この中にはEUのように2017年までに過去8回もの加盟国拡大がなされ、その都度、WTO上は新しい地域統合としてカウントされるためである(「発効順に見たRTAの特徴」)。

5. 3タイプのFTA

一般に、我々がFTA(自由貿易協定、我が国ではEPA)と呼称する地域統合は、WTO上はGATT第24条の下で財(goods)の域内自由化を定めた「FTAタイプ」、GATS第5条の下でサービス(service)の域内自由化を定めた「EIAタイプ」、財とサービスの両方の域内自由化を定めた「FTA&EIAタイプ」の三つに区分される。

(このように一般的に言われるFTAと、WTOが定義するFTAは、若干その内容が異なるために、本稿では、後者すなわちWTOの定義でいうFTAのことを便宜上「FTAタイプ」と呼び、WTOの定義を意識する必要がない場合は単に「FTA」と表記することにする。

6. 2タイプの関税同盟

我々が一般に関税同盟(customs union)と呼称している地域統合は、WTOルール上、2つのタイプからなる。第一は、財(goods)の域内自由化を目的としたもので、GATT第24条の諸条件を満たし、かつ共通域外関税(CET: Common External Tariff)を設けた伝統的な関税同盟である。第二は、この関税同盟にGATS第5条で定めるサービス

関税撤廃を旨とする地域統合であった。1970年代に一般特惠条項(GSP)に基づき途上国が締結する地域統合のGATT条件を大幅に緩めた授權条項(enabling clause)が適用、この地域統合をPSAと呼称することになったため、地域統合の種類は通常の「FTA」と「CU」に加えて「授權条項下のPSA」、「授權条項下のFTA」と「授權条項下のEU」の計5つになった。さらに、WTO時代(1995年以降)になると、サービスの域内自由化を定めた地域統合「EIA」が加わったため、通常の種類は「FTA」、「EIA」、「FTA&EIA」、「CU」、「CU&EIA」の五つに増え、別途、途上国には「授權条項下のPSA」、「授權条項下のFTA」、「授權条項下のEIA」、「授權条項下のFTA&EIA」、「授權条項下のEU」、「授權条項下のEU&EIA」の六つになった。結局、現行のWTO体制下における地域統合の種類は計11ということになる。

¹²2017年6月15日にWTOへ通報済みのブラジル・ウルグアイPSAを含めれば23だが、同PSAは2017年8月現在も未発効のため、本稿ではPSAの数に含めていない。

(services)の域内自由化による「EIA」が合体した地域統合である。本稿では、前者を「CUタイプ」、後者を「CU&EIAタイプ」の関税同盟と表記する。

一般的な表記	WTOの定義	本稿での表記
FTA (自由貿易協定)	FTA： GATT第24条の下で財(goods)の域内自由化を定めた地域統合。	「FTAタイプ」 または途上国型FTA
	EIA： GATS第5条の下でサービス(service)の域内自由化を定めた地域統合	「EIAタイプ」
	FTA&EIA： GATT第24条およびGATS第5条の下で財とサービス両方の域内自由化を定めた地域統合	「FTA&EIAタイプ」 または先進国型FTA
CU (関税同盟)	CU： GATT第24条の下で財(goods)の域内自由化に加え共通域外関税(CET)を設けた地域統合。	「CUタイプ」 または途上国型CU
	CU&EIA： GATT第24条およびGATS第5条の下で財とサービスの両方の域内自由化に加えて共通域外関税(CET)を設けた地域統合。	「CU&EIAタイプ」 または先進国型CU

途上国の多くが授権条項(Enabling Clause)に基づいて形成する地域統合「PSA」も含めれば、一般的なFTAと呼ばれるものは上表の3つを加えて総計4つのタイプからなる。

7. 授権条項の適用拡大による地域統合の多様化

途上国が形成する授権条項下の地域統合にもまた幾つかのタイプがある。第一はPSAと表記される、いわばGATT/WTO公認の途上国だけに認められた地域統合である。第二は、PSA以外の通常地域統合が、授権条項の下で形成されるものである。これは、上記の5つのうち「EIAタイプ」を除く4つのタイプに適用される。EIAつまりサービス貿易の域内自由化は、そもそも先進国でさえ完全自由化が困難であるので、現状では授権条項の適用は出来ないと解釈される。

簡単に言えば、授権条項の適用が広がったことでWTO加盟国の中で「途上国」の資格を有する国々は、「先進国」よりも地域統合のオプションが倍増したことになる。しかも、授権条項に基づく地域統合には、GATT第24条もGATS第5条も適用されない。

例えば、インドはFTA&EIAタイプの地域統合を5つ締結済みだが、そのうち韓国との地域統合を除く4つは全て授権条項によるものである。

実際のところ2000年以降になると、本来はGATT第24条に基づくはずの「FTAタイプ」、「FTA&EIAタイプ」、「CU&EIAタイプ」等が、授権条項の下で締結されるケースが出てきた。2017年8月時点で、PSA以外の授権条項に基づく地域統合は、「FTAタイプ」が9、「FTA&EIAタイプ」が5、「CU&EIAタイプ」が2、「CUタイプ」が7、計23であり、これにPSAの22を含めると、途上国の授権条項に基づく地域統合の数は総計45となる。

これは地域統合の総数の(45÷297=)約15%に相当する。理論上、これら45の地域統合は、GATT第24条が適用されないため、域内の自由化度は著しく低くなる¹³。

この結果、先進国の目線からは不合理と見える事態も生じている。その1つは、関税同盟の中の一加盟国が、域外国と個別にFTAを締結するケースである¹⁴。

終わりに

2017年8月現在のWTO加盟国数は164であるが、WTOデータベースから今後も毎年数カ国の加盟が見込まれる。WTOドーハラウンドは最終妥結に至らない中、国際貿易の制度を司るWTOへの信頼は損なわれていないが、GATT/WTOの基本理念である無差別原則とは整合しないはずの地域統合(RTA)は、GATT第24条とGATS第5条、および授權条項によってWTO加盟国の間では盤石な地位を占めている。よって、今後も国々は、地域統合を活用して自国経済の維持・発展を目指すものと推察される。

<参考資料・文献>

Balassa,B., (1961) *The Theory of Economic Integration* (Homewood, Illinois: Richard D. Irwin.)

Vinhas de Souza,L., (2011) *An Initial Estimation of the Economic Effects of the Creation* (World Bank Economic Premise,Number 47)

Abdulghaar,M., Al-Ubaydli,and O., Mahmood, O., (2014) *The Malfunctioning of the Gulf Cooperation Council Single Market:Features, Causes and Remedies*(MPRA Paper No. 55413,Middle Eastern Finance and Economics,pp.59-62.)

Andriamananjara, S., (2012) *Customs Unions* (World Bank working paper pp.111-120.)

Yasui, T., (January 2014) *Customs Administrations Operating Under Customs Union Systems* (WCO Research Paper No. 29)

Viner,J.,(1950) *The Customs Union Issue*(New York: Carnegie Endowment for International Peace)

Dreyer. and Posescu. (2014) *The Eurasian Customs Union :The economic and the politics*(European Union Institute for Security Studies)

UAE (2004) *Mechanism for Applying Rule of Inter-GCC Countries of Goods Final Destination* (Customs Notice No.4/2004)

<http://www.dubaicustoms.gov.ae/ar/PoliciesAndNotices/Notices/4_20092.pdf>

Gulf news (16 January 2014) *Australia-UAE economic relationship growing*
<<http://m.gulfnews.com/business>> [access:14 June 2014]

¹³この結果、先進国の目線からは不合理と見える事態も生じている。その1つは、関税同盟の中の一加盟国が、域外国と個別にFTAを締結するケースである（これは関税同盟である中東のGCCの加盟6カ国中、バーレーンとオマーンが米国との間で、各々に先進国タイプのFTAを締結したケースである。このケースがWTO上の問題とならないのはCCの事実上のリーダー国である大国サウジアラビアが米国との政治的関係を重視して、バーレーンとオマーンのとったFTA締結行為を不問にしたためとも伝えられる。

¹⁴これは関税同盟である中東のGCCの加盟6カ国中、バーレーンとオマーンが米国との間で、それぞれに先進国タイプのFTAを締結したケースである。このケースがWTO上、問題とならないのはGCCの事実上のリーダー国である大国サウジアラビアが米国との政治的関係を重視して、バーレーンとオマーンのとったFTA締結行為を不問にしたためとも伝えられる。

Dreyer and Popescu(2014) *The ECU: The economics and the politics*(European Union Institute for Security Studies)

World Bank(2010) *Economic Integration in the GCC*

<<http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/10/12915910/economic-integration>>

World Bank (2014) *Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union* (Report No. 85830-TR)

WTO database<<http://rtais.wto.org>>

岩田伸人(2015)『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(下)『貿易と関税』2015年4月号

岩田伸人(2015)『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(上)『貿易と関税』2014年11月号